

応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定実施細目

東京都（以下「甲」という。）と協同組合東京都水道請負工事連絡会（以下「乙」という。）とは、応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定（以下「協定」という。）第5条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項に関して、次のとおり定める。

（定義）

- 第1条 協定第1条の水道施設等の応急措置とは、給水装置及び配水管の復旧並びに仮設給水栓の設置に係る業務をいう。
- 2 前項の仮設給水栓とは、給水栓からの給水を確保する目的で、甲が必要と判断した場合に、給水管から分岐して設置する仮設の給水栓をいう。

（協力要請の方法）

- 第2条 甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じて被災水道事業体から応援要請があった場合において、協定第1条に基づき、乙に対して協力要請を行うときは、文書によるものとする。この場合において、乙は、甲の協力要請に対して、文書により承諾するものとする。ただし、文書により難しい場合には、この限りではない。

（緊急連絡網の提出）

- 第3条 協定第3条第2項に基づき、乙が作成する緊急連絡網は、乙の組合員で構成するものとする。
- 2 乙は、緊急連絡網を変更したときは、甲に速やかに報告するものとする。

（緊急通行車両の扱い）

- 第4条 協定第2条の規定に基づき、乙の組合員が甲の指示に基づいてなされる乙の指示に従って水道施設等の応急措置を行う場合において、応援派遣先又はその道中で交通規制が実施されたときは、乙の組合員は、甲が交付する緊急通行車両等確認証明書及び緊急標章を取り扱うものとする。

（資器材の扱い）

- 第5条 協定第2条の規定に基づく水道施設等の応急措置の実施に必要な給水装置用材料、仮設給水栓用材料、配水管その他の資器材については、派遣先事業体等からの提供を受け、又は乙が自ら調達するものとする。
- 2 甲は、前項の資器材に不足が生じた場合には、乙と協力してその確保に努めるものと

する。

(応急措置の完了に伴う報告)

第6条 乙は、水道施設等の応急措置が完了したときには、甲に速やかに報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 協定第4条に規定する、協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用（以下「応急措置の費用」という。）は、当該応急措置に係る甲による工事完了検査の後、甲乙協議して算出するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、第6条に基づく報告後、前条により算出した応急措置の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により乙から応急措置の費用の請求を受けた場合には、これを確認し、乙に支払うものとする。

(第三者に及ぼした損害の扱い)

第9条 乙は、協定第2条の規定に基づく水道施設等の応急措置の実施に伴い、乙又は組合員の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(従事者の補償)

第10条 甲は、協定第2条の規定に基づき水道施設等の応急措置に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）で定めるところに準じ、その損害を補償するものとする。

(その他)

第11条 この実施細目に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(適用期間)

第12条 この実施細目の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。
ただし、甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この実施細目の有効期間を1年

間延長するものとし、以後、この例による。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月10日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 醍醐 勇司



乙 東京都中央区東日本橋三丁目2番4号

協同組合東京都水道請負工事連絡会

理事長 貝澤 二郎

